

市長の市政に対する 基本方針について



高瀬 重嗣 議員

一般質問

農地の有効利用 について



櫻井 潤一郎 議員

質問 .. 第三者委員会はどのような場所で設置されるべきものか伺います。

答弁 .. 第三者委員会という名称の機関設置に関し法令等に根拠はなく、市で発生した重大事態に対処するため様々な事情に応じ設置するものと考えています。

質問 .. 自説だが地方自治の根幹である単独補助金に関するものは、選挙を経た予算の執行者が

自らの見識で判断し、議会に問うのが当然であると思うが伺います。

答弁 .. 全てを見るには時間がかかるので、第三者に財政を見てもらうことを選択しました。

質問 .. 前回の答弁で「私が選ぶのではなくて、私から離れて行政のほうで選んでいただく」と

には、責任の所在を分散させるための組織に思えてならない。もしかしたら市長の公約の多くに具体的な案はなく、ほぼノープランでこれから第三者に考えてもらう、もしくはこれから考えるということなのかな伺います。

答弁 .. 直接対話をする機会を設けたいというのが心の中についたが、うまく表現できませんで

の推移と転換作物の作付の状況について伺います。

答弁 .. 每年農業委員と農地利用最適化推進委員が遊休農地の早期発見とその実態把握に努めていて、農業従事者の減少と高齢化、農業後継者不足から、遊休農地の面積は、令和元年度で13・5ヘクタール、令和2年度で14・9ヘクタール、令和3年

度で15・7ヘクタールであり、微増の傾向となっています。耕作面積に対する遊休農地の割合は、県内平均は1・8%であります、本市の場合は0・2%と低く抑えられています。次に、転換作物は、今般の人口減少や食生活の多様化による米消費減少や新型コロナウイルス感染症の影響による外食需要の減少、これに伴い主食用米からの作付

がJAなすのや市農業再生協議会などが情報発信に努めてまいりました。その結果、今年度8月末現在の営農計画書の集計では、前年比で主食用米や加工用米で614ヘクタールの減、転換作物の飼料用米やWCS用稻など大豆、飼料作物、野菜で142ヘクタールの増となっています。